

岐阜県公報

第 三 百 七 十 八 号
令 和 五 年 三 月 七 日
(火曜日)

目 次

告 示

医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定 医療扶助又は医療支援給付のための指定訪問看護事業者等の指定	(地域福祉課)	九三
指定医療機関の廃止の届出	(同)	九四
指定訪問看護事業者等の再開の届出	(同)	九四
医療機関の指定辞退	(同)	九五
介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護事業者等の指定	(同)	九五
指定介護機関の名称等の変更の届出	(同)	九五
医療扶助又は医療支援給付のための施設担当機関の指定	(同)	一〇一
道路の区域変更	(道路維持課)	一〇一
道路の供用開始	(同)	一〇二
兼用工作物の管理の方法についての協議	(河川課)	一〇三
岐阜都市計画道路事業の認可	(都市整備課)	一〇四
落札者等に関する公示	(情報システム課)	一〇四
県営土地改良事業計画の決定	(農地整備課)	一〇五
行政手続法による聴聞の実施	(建築指導課)	一〇五

岐阜県公報

毎週

(火曜日)
(金曜日)

発行

(休日)
(休日に当たる)
(ときは翌日)

告 示

岐阜県告示第九十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和五年三月七日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
なのはな歯科クリニック	海津市平田町仏師川五七八	令和 四・二一・三一
のむら・笠原クリニック	多治見市笠原町字権現二二〇〇番地一六二	令和 五・一・一
東濃中央クリニック	瑞浪市松ヶ瀬町一 一四 一	同
うぬま調剤薬局	各務原市鷺沼三ツ池町三丁目四二二六番地三	同
令和調剤薬局	美濃加茂市西町二丁目二七一	同

令和五年三月七日

岐阜県告示第九十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次の指定訪問看護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和五年三月七日

岐阜県知事 古 田 肇

訪問看護事業者等の名称	訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指 定 年 月 日
合同会社あおぞら	恵那市大井町二六〇一―一五	あおぞら訪問看護ステーション	恵那市大井町二六〇一―一五	令和五年三月七日
株式会社三旺	羽島市正木町曲利七五〇番地五	笑楽乃郷訪問看護ステーション	羽島市正木町曲利七五〇番地五	同
順天堂合同会社	山県市大森一八三番地五	かりん訪問看護ステーション	山県市大森一八三番地五	同
株式会社フアー	東京都港区新橋二丁目一二番一六号	訪問看護ステーションあやめ羽島	羽島市竹鼻町飯柄七八四番地トピアG二〇〇一―一階南	同

岐阜県告示第九十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並

びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和五年三月七日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
ホワイトオタリ歯科医院	海津市平田町仏師川五間縄五七八	令和 四・一二・三〇
のむら・笠原クリニック	多治見市笠原町字権現二二〇〇一六二	令和 四・一二・三一
東濃中央クリニック	瑞浪市松ヶ瀬町一 一四 一	同
うぬま調剤薬局	各務原市鷺沼三ツ池町三丁目四二二六番三	同

岐阜県告示第九十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定訪問看護事業者等から当該指定に係る事業を再開した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和五年三月七日

岐阜県知事 古 田 肇

訪問看護事業者等の名称	訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	再 開 年 月 日
訪問看護事業者等の名称	訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	再 開 年 月 日

株式会社 ユー
 スケア
 愛知県名古屋市中
 区錦二丁目一九番
 一九号 広小路セ
 ンタープレイス六
 ショーン 訪問看護ステ
 ー 大垣市南類町四丁
 大垣南類 けやき 目七三番地 令和
 四・二・一

岐阜県告示第九十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十一条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十一条第一項の規定により次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和五年三月七日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称
 居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地
 サービスの種類
 居宅介護事業所等の名称
 居宅介護事業所等の所在地
 指定年月日

岐阜県告示第九十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関からその名称等を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中

居宅介護事業者等の名称
 居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地
 サービスの種類
 居宅介護事業所等の名称
 居宅介護事業所等の所在地
 変更年月日

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

変更年月日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称 所 在 地 指定辞退年月日
 市之倉たまおき歯科 多治見市市之倉町八 二六八 令和 四・一二・三一

岐阜県告示第九十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和五年三月七日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称
 居宅介護事業者等の所在地
 指定年月日
 居宅介護事業所等の名称
 居宅介護事業所等の所在地
 令和 四・一一・一

国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和五年三月七日

岐阜県知事 古 田 肇

株式会社ニチイ学館	同	同	同	株式会社ニチイ学館	同	ソフィアメデイ株式会社	同	ソフィアメデイ株式会社
新	旧	同	同	同	同	新	旧	新
東京都千代田区神田駿河台四丁目六番地	東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地	東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地	東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地	東京都千代田区神田駿河台四丁目六番地	東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地	東京都港区芝浦三丁目一	東京都品川区西五反田一三三八	東京都品川区西五反田一三三八
訪問介護	通所介護	訪問介護	訪問介護	通所介護	訪問看護	訪問看護	訪問看護	訪問看護
ニチイケアセンター南関	同	同	同	ニチイケアセンター関池田	同	ソフィアメデイ訪問看護ステーション大垣北	同	ソフィアメデイ訪問看護ステーション大垣
関山市山田七四番地一八 イムF一〇二号室	同	同	同	関市池田町二六二	同	岐阜郡池田町市橋二二八	同	大垣市末森町六七〇 西棟
同	同	同	同	令和 四・ 六・ 二七	同	令和 五・ 二・ 一	同	令和 五・ 二・ 一

同	同	同	株式会社ニチイ学館	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
			新	旧												
			田東京番 駿都河台 河千四 台丁 目六 区神	田東京番 駿都河台 河千二 台丁 目九 区神												
通所介護	訪問介護 介護予防	居宅介護 支援事業	訪問介護	通所介護 介護予防	通所介護	居宅介護 支援事業	特定介護 用具販売	特定福祉 用具販売	特定福祉 用具販売	福祉用具 貸与	福祉用具 貸与	訪問介護 介護予防				
同	同	同	ニチイケアセンター各務原	同	同	同	同	同	同	同	同	同				
同	同	同	各務原市蘇原瑞雲町三丁目二八番地	同	同	同	同	同	同	同	同	同				
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同				

氏名	株式会社ニチイ学館	旧 東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地	訪問介護	ニチイケアセンター羽島北
	新 東京都千代田区神田駿河台四丁目六番地	訪問介護	同	同
氏名	株式会社くらしケア	愛知県名古屋市中種区小松町六丁目一丁目一番地	訪問看護	くらしケア各務原訪問看護ステーション
	新 ショーンレスカールマンスイート二〇一号室	訪問看護	同	同
氏名	同	同	介護予防訪問看護	同
	同	同	同	同

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条第一項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施設を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和五年三月七日

岐阜県知事 古田 肇

年月日 定

国道	南濃線	養老郡養老町橋爪字大畔一五八二番二地先から	前	九二丁 一六六	二九四・一	県道養老井線と重用
道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
岐路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。						
なお、その関係図面は、令和五年三月七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。						
岐路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。						
なお、その関係図面は、令和五年三月七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。						
岐路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。						
なお、その関係図面は、令和五年三月七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。						
岐路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。						
なお、その関係図面は、令和五年三月七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。						

岐阜県知事 古田 肇

令和 四・九・一

同郡同町同字同 牧田川右岸堤防敷地先 (二五四六番一八)まで	後	九・四 三〇・五	二九四・一
--------------------------------------	---	-------------	-------

岐阜県告示第九十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年三月七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後		敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
			前	後			
一般国道	四百十八号	加茂郡富加町羽生字山崎 二二七四番九地先地内	一六・四 一六・四	一六・四 一六・四	三・二	四・三	

岐阜県告示第百号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年三月七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域又は区域の変更の決定年月日又は告示年月日）
一般国道	二百五十六号	中津川市下野字東本郷二一四〇番一地先から 同市同字同 一三三九番一地先まで	一五・〇	令和 五・三・七	平成 三六・〇・二五

岐阜県告示第百一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年三月七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域又は区域の変更の決定年月日又は告示年月日）
県道	上月瀬線 上矢作線	恵那市上矢作町字下川原五〇 四番四地先から 同市同町字同 五三〇番四地先まで	三二・八	令和 五・三・七	平成 二七・一・二三 平成 三〇・九・二

岐阜県告示第百二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年三月七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の決定又は変更の告示年月日)
恵那線	八百津線	恵那市笠置町河合字下栃一九一五番六地先から同市同町同字同二二三番三地先まで	一六・〇	令和五・三・七	令和二・二・二四 令和三・一・三

岐阜県告示第百三三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年三月七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の決定又は変更の告示年月日)
明豊線	智田線	恵那市明智町字大小屋九八九番一四五地先から同市同町同字同九八九番九一地先まで	二〇・〇	令和五・三・七	平成二九・一・二七

岐阜県告示第百四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年三月七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の決定又は変更の告示年月日)
一般国道	四百十七号	揖斐郡揖斐川町鶴見字尾原一七九番一地先から同郡同町同字亦岩九六番一地先まで	一九・五	令和五・三・七	平成三〇・九・七

岐阜県告示第百五号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十七条第一項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第二項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、岐阜県土木整備部河川課及び岐阜県可茂土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和五年三月七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 河川の名称

<p>木曾川水系雄鳥川</p> <p>二 河川管理施設の名称又は種類 木曾川水系雄鳥川右岸堤防</p> <p>三 河川管理施設の位置 加茂郡川辺町中川辺字雄鳥三二 番三</p> <p>四 管理を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 名称 川辺町 住所 加茂郡川辺町中川辺一五一八番地の四 代表者の氏名 町長 佐藤 光宏</p> <p>五 管理の内容</p> <p>1 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕</p> <p>2 路肩に接する法面で、当該路肩から法長一メートルまでの範囲内にあるものについての維持</p> <p>3 原則として道路専用施設に係る災害復旧</p> <p>六 管理の期間 令和五年一月十三日から道路が存しなくなる日まで</p> <p>岐阜県告示第百六号</p> <p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、岐阜都市計画道路事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。</p> <p>令和五年三月七日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p> <p>一 施行者の名称 岐阜市</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 岐阜都市計画道路事業 三・五・十二号 岐阜駅那加線</p>	<p>三 事業施行期間 令和五年三月七日から 令和十九年三月三十一日まで</p> <p>四 事業地 収用の部分 岐阜市高砂町二丁目、三丁目、四丁目及び五丁目、安良田町三丁目並びに竜田町七丁目地内 使用の部分 なし</p>	<p>公 示</p> <p>落札者等に関する公示</p> <p>岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。</p> <p>令和五年三月七日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p>
<p>1 調達役務の名称及び数量 システム運用支援業務 一式</p> <p>2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札</p> <p>3 入札公告を行った日 令和4年12月2日</p> <p>4 落札者を決定した日 令和5年1月12日</p> <p>5 落札者の住所及び氏名 東京都港区赤坂1 8 1 アクセンチュア株式会社 代表取締役社長 江川 昌史</p> <p>6 落札金額 267,165,360円</p> <p>7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地 (1) 部署の名称 岐阜県清流の国推進部デジタル推進同情報システム課 係 (2) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号</p>		

令和五年三月七日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三一
岐阜文芸社